

第33回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年5月25日(月)
午後3時00分～午後5時10分

2、開催場所： 本部町役場(2-3会議室)

3、出席委員会 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第20号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第164号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第165号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第166号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第167号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第168号	非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長	松本 一也
農地担い手支援班長	山田 健

7、会議の概要

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 備瀬1854 登記現況共に、畑 面積1,221㎡
譲渡人:那覇市在住D氏
譲受人:本部町在住E氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借)、再設定
添付資料説明

番号2番 崎本部2657 登記現況共に、畑 面積4,875㎡
譲渡人:うるま市在住F氏
譲受人:沖縄県農業振興公社
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号3番 崎本部2657 登記現況共に、畑 面積4,875㎡
譲渡人:沖縄県農業振興公社
譲受人:本部町にある農業生産法人G
利用権の設定期間:10年(賃貸借(機構法による転貸))
添付資料説明

番号4番 北里624 登記 宅地、現況 畑 面積650.36㎡
譲渡人:那覇市在住H氏
譲受人:沖縄県農業振興公社
利用権の設定期間:10年(賃貸借)
添付資料説明

番号5番 北里624 登記 宅地、現況 畑 面積650.36㎡
譲渡人:沖縄県農業振興公社
譲受人:本部町在住I氏
利用権の設定期間:10年(賃貸借(機構法による転貸))
添付資料説明

番号6番 大浜284 登記現況共に 畑 面積1,930㎡
譲渡人:沖縄市在住J氏
譲受人:沖縄県農業振興公社
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

番号7番 大浜284 登記現況共に 畑 面積1,930㎡
譲渡人:沖縄県農業振興公社
譲受人:本部町にある農業生産法人K
利用権の設定期間:5年(賃貸借(機構法による転貸))
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第164号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第164号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第165号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第165号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 崎本部2666-4 登記現況共に、畑 面積523㎡
崎本部2734-1 登記現況共に、畑 面積77㎡ 合計600㎡

譲渡人:東京都在住L氏
譲受人:名護市在住M氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号2番 山里333-1 登記現況共に、畑 面積2,034㎡
山里429 登記原野、現況畑、面積3,090㎡ 合計5,124㎡

譲渡人:那覇市在住N氏
譲受人:本部町在住O氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

6番委員

申請番号1番の崎本部2666-4については、農地復元が必要な農地であると思います。農地復元後の許可で適当で、今回は保留が妥当であると思います。

議長

6番委員から意見がありました。他に何か意見、異議はありますでしょうか。意見や異議がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第165号について、番号1番は保留、番号2番は可決相当としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第165号は可決または保留と致します。

次に進みます。

議長

議案第166号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第166号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の規定による許可及び同条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 備瀬2239 登記現況共に、畑 面積632㎡
備瀬2240 登記現況共に、畑 面積869㎡ 合計1,501㎡

申請人:本部町在住P氏
転用目的:駐車場
転用理由:駐車場及び駐輪場として使用したい。
農地区分:第一種農地

不許可の例外(集落と接続している農地)
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。こちらの農地は農地法第3条での取得から約3年経過しておらず、又、資料にある通り第一種農地であることを含めて審議が必要であると思います。説明の中での同区長からの意見ききとりや同意書から、地域において駐車場が必要であり、申請はやむを得ず、また農地区分の不許可の例外も満たしていると思われま

以上で説明を終わります。

議長 2番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第166号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第166号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第167号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第167号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 辺名地529-1 登記現況共に、畑 面積352㎡
辺名地530 登記現況共に、畑 面積1,392㎡ 合計1,744㎡
譲渡人:北大東村在住Q氏
譲受人:嘉手納町にある株式会社R
転用目的:資材置場(2年間の一時転用)
転用理由:当社建築予定の工事現場と200mほどの距離にあり、また広さも十分なため、
工事期間中の資材置場として利用したい。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。
申請のある農地には事前着工等見られず、また、一時転用であり
農地に還元されるということですので、問題はないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第167号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第167号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第168号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第168号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数2件です。

番号1番 願出人: 沖縄市在住S氏

申請農地: 瀬底5193 登記、畑 面積184㎡

申請要旨: 50年ほど前より畑として使用しておらず、長い間放置していたため雑草・雑木
が生い茂り畑としての使用が困難である。

所有者: 嘉手納町在住T氏

添付資料説明

番号2番 願出人: 那覇市在住U氏

申請農地: 辺名地228-1 登記、畑 面積309㎡

辺名地229-1 登記、畑 面積812㎡

辺名地252-3 登記、畑 面積261㎡

辺名地253 登記、畑 面積303㎡ 合計1,685㎡

申請要旨: 昭和50年から那覇に居住しており、長い間放置していた為、雑草・雑木が生い茂
畑としての使用が困難である。

所有者: 那覇市在住V氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 番号1番は、接道もしておらず、周囲も原野や非農地に囲まれており、農地としての
使用は向いていないようでした。
番号2番についても、同じように周囲が非農地に囲まれており、農地としての使用は
難しいように見られました。

以上で補足説明を終わります。

議長 2番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第168号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第168号は可決致します。

本日の総会はこのをもって閉会いたします。

閉会時間 17時10分

議事録署名員

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義